

行政財産使用許可に係る光熱水費の徴収の不備

対象受検機関	検出事項				是正を求める事項								
貝塚南高等学校	<p>業者が負担する食堂の電気料金は、食堂で使用した使用量を学校全体の使用量で除した量に学校全体の電気料金を乗じて算出することになっているが、学校全体から普通教室等空調分を差し引いた電気料金を乗じて算出した。</p> <p>また、使用量の小数点未満の端数は処理しないことになっているが、端数処理をして算出したため、業者からの負担金が徴収不足となっていた。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>不足額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業者が負担する令和4年 度の電気料金</td> <td>283,770円</td> <td>296,850円</td> <td>13,080円</td> </tr> </tbody> </table>					誤 (既収納額)	正	不足額	業者が負担する令和4年 度の電気料金	283,770円	296,850円	13,080円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
	誤 (既収納額)	正	不足額										
業者が負担する令和4年 度の電気料金	283,770円	296,850円	13,080円										
措置の内容													
<p>業者が負担する電気料金の不足分について、速やかに追徴を行った。</p> <p>検出事項の原因は、業者負担光熱水費の算出について、担当者及び決裁者の確認が不十分であったことにある。</p> <p>再発防止に向けて、関係職員に対し、本事例について周知を行うとともに、業者負担光熱水費の算出を行う際には、複数での確認を確実に行うことによりチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>													

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月7日）